加入・履行証明書発行に関するフロー

Q1-1 自社に被共済者はいますか？

NO （下請への証紙交付・掛金充当のみの場合）

YES

Q2-1 更新数は被共済者数に見合う数ですか？（共済手帳受払簿で確認）

- 被共済者数　　人
- 手帳更新数　　冊

手帳更新数が被共済者数以上である。

NO

Q2-2 更新数が少ない理由は以下のいずれかに該当しますか？

ア 加入後１年未満の被共済者がいる
イ 個人的事情により年間就労日数の少ない被共済者がいる（季節労働者・高齢者・病弱等）
ウ 電子申請方式で掛金納付を行っている

YES

NO

Q1-2 下請への掛金充当または証紙の交付は適正ですか？

＜電子申請による掛金充当＞
機構が発行する「建設業退職金共済掛金納付・充当状況証明書(※)」の「⑤当期「被共済者に対する充当額」」により確認する。(※)**電子申請専用サイトから出力できます。**

＜共済証紙現物交付＞
決算期間内に購入した共済証紙の相当割合が下請に交付されていることを確認する。

【確認方法】
共済証紙受払簿の証紙購入額の合計⑥の相当割合（全額を含む）が下請へ交付した額の合計⑧となっていることを確認する。

NO

YES

Q3-1 退職給付拠出額等(下記1～6)の総額は **Q2-1** の被共済者数に見合う額(1人当たり52,080円(※1))を満たしていますか？

注) **Q2-2** ア又はイに該当する被共済者がいる場合は、人数には含めず別途 **Q3-2** で計算してください。
- 共済証紙購入額：共済証紙受払簿、掛金収納書等で確認
- 電子申請による掛金充当額：建設業退職金共済掛金納付・充当状況証明書等で確認

＜退職給付拠出額等の計算＞

(1)電子申請方式で自社の従業員に対し掛金充当した額	円
(2)電子申請方式で元請から自社の従業員に対し掛金充当された額	円
(3)共済証紙購入額	円
(4)前年度から繰越した共済証紙の額	円
(5)元請から現物交付された共済証紙の額	円
(6)(5)のうち、下請に現物交付した共済証紙の額	円

計算式(1)＋(2)＋(3)＋(4)＋(5)－(6)

Q3-2 **Q2-2** ア又はイに該当する被共済者がいる場合、その方の退職給付拠出額は以下の条件を満たしていますか？
(1) アの方の退職給付拠出額　加入～決算月の月数×4,340円(※2)以上であること。
(2) イの方の退職給付拠出額　年間の就労日数×310円(※3)以上であること。

(※1)～(※3)は、「加入・履行証明書発行基準」2.をご確認ください。

NO

証明願の申請は受け付けられません。

NO

YES

証明願の申請を受け付けます。

必要書類を揃えて新潟県支部へ提出ください。

※ 受付順の発行となり、支部受付日から発行まで7～10営業日程度かかりますので、予めご了承願います。
（注）新潟県支部であらためて審査を行ないますので、証明願の発行をお約束したものではございません。

※　新基準での加入・履行証明書の発行は、令和4年4月1日以降に提出された証明願からになります。
（ 例えば、決算日が令和4年1月31日で、加入・履行証明願の支部受付日が令和4年4月1日でしたら、新基準での発行になります。）

＜加入・履行証明願の発行に必要な主な提出書類＞

共済証紙貼付方式（電子申請方式併用を含む）
- 加入・履行証明願（１部）
- 共済手帳受払簿（建退共本部様式又は新潟県支部様式）
- 共済証紙受払簿（建退共本部様式）
- 出勤簿等（Q2-2.イに該当する場合）
- 証明手数料　1部 500円（定額小為替または現金）
- 返信用封筒（定形の封筒に宛先を記入し、切手を貼ったもの）

※ 下請に共済証紙の現物交付がある場合は、請負金額が最も大きい工事の下記書類の添付も必要となります。
- 建退共制度に係る被共済者就労状況報告書・建設業退職金共済証紙受領書（建退共事務受託様式第2号）
- 工事別共済証紙受払簿（令和4年度から）

電子申請方式
- 加入・履行証明願（1部）
- 共済手帳受払簿（建退共本部様式又は新潟県支部様式）
- 出勤簿等（Q2-2.イに該当する場合）
- 証明手数料　1部 500円（定額小為替または現金）
- 返信用封筒（定形の封筒に宛先を記入し、切手を貼ったもの）